

奈良県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び御所市産業建設部都市整備課において縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路 三・三・五三号 御所高取線	御所市大字玉手、大字本馬、大字東寺田及び大字柏原並びに高市郡高取町大字清水谷、大字吉備、大字松山、大字羽内、大字兵庫、大字田井庄、大字薩摩及び大字車木
大和都市計画道路 三・二・三号 檀原御所線	檀原市東坊城町、新堂町、川西町、一町及び観音寺町、大和高田市大字根成柿並びに御所市大字室、大字條、大字池之内、大字蛇穴、大字茅原、大字玉手、大字本馬、大字北十三及び大字出屋敷
大和都市計画道路 三・六・九〇〇号 御所北町線	御所市並びに御所市大字南十三、大字茅原及び大字本馬
大和都市計画道路 三・五・九〇一号 西柏玉手線	御所市並びに御所市大字茅原及び大字玉手